

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
多治見市
- 2 構造改革特別区域の名称
多治見市児童発達支援センター安心安全給食特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
多治見市の全域

4 構造改革特別区域の特性

多治見市（以下「本市」という。）は、岐阜県の南東に位置し、北は可児市、南は瀬戸市、西は犬山市、春日井市、東は土岐市と接している。鉄道は JR2 路線、高速道路は中央自動車道、東海環状自動車道が通り、特に愛知県と隣接しているという地理的条件から、昭和 40 年代から丘陵地を中心に住宅団地の開拓が進み、地場産業の陶磁器を中心とした産業都市に加え、住宅都市としても発展してきた。

令和 4 年現在、人口は約 107,000 人、世帯数は約 47,000 世帯と、平成 20 年のピーク人口 117,000 人以降減少傾向が続き、約 9.4%減少している。

加速する人口減少や少子化への対応のため、多治見市総合計画をベースに「多治見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「人口対策中期戦略」を策定し、「多治見らしさ」を再認識しながら、様々な課題を克服する取り組みを行っている。

特に子育て支援部門では、安心して子育てし、子育てするまちづくりを政策の柱とし、平成 27 年に新設した多治見駅の北口に位置する駅北庁舎の 3 階を「子育て支援総合拠点」と位置づけ、保健センター、子ども支援課、教育委員会が同一フロアで、緊密に連携を取りながら一体的かつ総合的な本市独自の子育て支援メニューを構築することで、安心して子育てできる環境を整えている。

療育を必要とする障がい児に対しては、昭和 59 年に発達支援センター「なかよし」、昭和 61 年に発達支援センター「ひまわり」を公立で設置し、早期から障がい児支援に力を入れている。現在は、2 施設とも運営を指定管理者に委託している。

また、平成 24 年度からは、障がい手帳や医師の診断書等は持たないが、発達に何らかの支援を必要とする児童に対しても「発達支援委員会 個別ケース検討会」を開催し、療育の必要性について個別に議論を行い、早期発見・早期療育の実現に努めている。

一方、多様化し、高まる療育ニーズに対しては、民間事業所を含めた一体的な対

応が急務となっている。

そこで、第7次多治見市総合計画及び第1期多治見市障害児福祉計画（平成30年3月）に、児童福祉法第43条に基づく児童発達支援センターを新設することを明記し、現行の2施設を統合発展させた、市の障がい児療育の中核施設として、令和6年4月に開所するべく準備を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、児童発達支援センターに、公立保育所の多治見市双葉保育園で調理した給食を外部搬入するものである。

本市で設置を予定している児童発達支援センターは、市の障がい児療育の中核を担う機能を有し、市内在住の児童ひとりひとりの持つ能力が最大限に発揮されるよう、個々の特性に応じた集団療育や個別療育を行うとともに、子どもの育ちの不安や悩みなど、保護者が日常的に抱えるあらゆる悩みに対し広く相談に応じる体制を整備する。

さらに、中核施設として、地域の事業所に対するスーパーバイズ機能を有し、協議会や研修会の開催や地域事業所等への巡回指導を行い、施設が培ってきた経験や知識を活かし、地域療育の底上げにもつなげ、利用者がより身近で質の高い療育を受けられる事業展開を予定している。

現在、本市の児童発達支援事業では、幼稚園または保育所（以下「園」という。）に通園している障がい児は全て、在籍園と児童発達支援事業所等を併行通園しており、給食は、児童にとって学び・育ちの場の中心である園で摂食することが望ましいと考える。

こうした状況で、施設内調理による給食の提供を行うことは、専用職員の配置、食材の調達、厨房機器の設置など管理運営上での費用負担が非常に大きく、費用対効果が見込めない。

ただし、未就園児や3歳未満児に対しては、早期から食を通じた家族の形成や正しい食習慣の形成を育み、児童の個別の状態に応じた食事介助の方法を学ぶことが必要であり、今回、保育園から給食を搬入することで、「多治見市保育園給食指導計画」に沿った安心かつ安全で栄養バランスの取れた給食が提供でき、対象の児童に対し、食育の推進を推し進められる。

また、外部搬入により、調理スペースを最小化かつ設備を最小限化することができ、費用やスペースを利用者のために使え、療育の質の向上が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

児童発達支援センターにおいて提供する給食を、保育園からの外部搬入にする

ことで、事業所の経費節減及び事業運営の効率化を図り、人員の加配や相談支援の充実を可能とし、療育支援の質の向上を図る。

併せて、調理機器や設備にかかる費用も削減でき、これを原資に、他の療育にかかる設備投資の充実を図ることができ、より一層の療育の質の向上に寄与する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

保育園給食との一括購入及び一括調理により、材料経費、人件費、光熱水費等の削減を図ることができ、これら削減額を事業運営費に充てることで、多様化し増加するニーズへの対応を図るとともに、子どもの発達等に悩みを抱える保護者の窓口の拡充を図り、本市の児童福祉の質の向上を図る。

また、保育園給食を提供することで、幅広い年齢の児童に対する給食を安心かつ安全に提供することができ、かつ、早期から子どもに対する食事の介助方法を親子で学ぶことで、食育を推進し、利用児童の健やかな成長を促すことが可能となる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

多治見市が設置する児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

令和6年4月1日

4 特定事業の内容

令和6年4月1日から、構造改革特別区域内における多治見市が設置する児童発達支援センター（以下「センター」という。）の給食について、多治見市双葉保育園にて給食調理を実施し、外部搬入を行う。搬送は、センターの職員が行い、提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し、搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

センターにおける給食の外部搬入方式の実施に当たっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守する。

（1）環境整備

センターでは、障がい児に対する食事の提供の責任は同センターにあるものとする。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターの定員数、調理室等の状況については以下に示すとおりである。調理室は、保存、配膳、冷蔵、冷凍、再加熱等利用児童の個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理機能を有する。また、配送は二重保温食缶等を使用し、衛生的な管理のもとに給食を運搬する。

【調理室の概要】

面積：44.13㎡

調理器具：流し台、ガスコンロ、冷凍冷蔵庫、冷凍庫（保存食用）、テーブル型包丁まな板殺菌庫、卓上食器洗浄機、オーブンレンジ、収納棚兼配膳台、オーブントースター、ホットプレート、炊飯器、小型ミキサー、配膳ワゴン

（利用定員及び職員）

給食を提供する児童：児童発達支援の利用児童のうち、満0歳～2歳児 25名

職員：児童指導員3名、機能訓練担当職員1名、栄養士1名 計5名

（2）児童の特性に応じた対応

給食の提供は、昼食の1回のみとし、児童の発達の段階に応じた固さ・大きさを工夫するとともに、児童の障がいの特性によって、ご飯をおかゆに切り替えるなど、可能な範囲で個別の対応を行う。また、給食での必要な栄養素量の確保のみならず、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食

の提供等に適切に応じる。

偏食や障がい起因するこだわりを持つ児童についても、摂食指導中の様子を保護者や在籍園の先生と共有し、自宅や園でも特性に応じた支援や食事の提供ができるよう、連携し支援にあたる。

また、検食については毎回利用児童に提供する前に職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか、適切なものとなっているか等を確認し、検食日誌として記録を保管する。

(3) 衛生管理

センター調理室内の衛生基準については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号）」を基に作成された「多治見市保育園衛生管理マニュアル」を遵守し、保育園調理場と同様の衛生基準の維持に努める。

外部搬入を行う際の衛生基準については「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を順守し、常に衛生管理を徹底する。

(4) 委託契約の締結

特例措置による外部搬入については、搬入元と搬入先との間で、委託契約の締結が求められている。本市の場合、本市公立保育所から、センターへの搬入であるが、児童発達支援センターは指定管理者が運営することから、多治見市と指定管理者との間で契約を締結する。

契約の締結においては、構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）の3の（2）及び（3）のを遵守することとし、センターの指定管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。

(5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、多治見市保育園給食指導計画を基本とする。

食事を通じ、食べることの楽しさ・大切さを伝える支援を行うとともに、早期から、発達段階に合わせた食の嗜好や食習慣の定着を図ることで、要求行動や意欲を育てる。

また、栄養士や言語聴覚士による摂食指導も行うことで、センターでの給食の提供支援だけでなく、自宅でも実践できる給食を通じた育児支援も可能としている。

個別支援計画の中に、障がい児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障がいの特性に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【配送計画（案）】

時間	双葉保育園	児童発達支援センター
8時30分	調理開始	
10時50分	調理完了	
11時10分		保育園で給食受取・配送開始
11時25分		給食搬入、配膳、検食
11時50分		喫食
12時50分		下膳（給食の終了）
13時05分	容器回収	
13時30分	洗浄開始	